

電気工作物保安管理委託業務仕様書

委託する保安管理業務

電気事業法第 43 条第 1 項に定める高知県の設置する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務で、高知県の保安規程に基づいて実施する。

委託対象電気工作物

事業場の名称及び所在地	付表 1 のとおり
需要設備容量及び受電電圧	付表 1 のとおり
発電装置定格容量及び定格電圧	付表 1 のとおり
受電種別	付表 1 のとおり
各事業場電気工作物点検項目一覧表	付表 2 のとおり

委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

委託業務の内容

- 1 受託者が行う点検、測定及び試験は、電気工作物の種類に応じて、原則として下記により別表第 1 のとおり行うものとする。
 - (1) 定期点検
 - a 月次点検は、主として運転中の施設を点検することをいい、点検回数は付表のとおりとする。
 - b 年次点検は、主として施設の運転を停止して点検することをいい、毎年 1 回行う。ただし、停電困難な場合にあつては、協議により、3 年に 2 回以内において、施設の運転を停止せずに点検を行う。(令和 6 年度、令和 7 年度は運転を停止して点検を実施)
 - (2) 臨時点検
臨時点検は、異常が発生した場合及び発生するおそれがある場合など、必要に応じて行う。
 - (3) 絶縁監視装置
付表の絶縁監視装置の設置欄に○印のついた事業場については、低圧電路の絶縁を常時監視するため受託者の責任において絶縁監視装置（50mA 以上の漏洩電流で感知し発報するもの）を設置し、これを維持管理する。
絶縁監視装置から発せられた警報を受けた場合は、委託事業場の連絡責任者に連絡し電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ保安業務従事者を派遣して点検を行うなど適切に対処すること。
- 2 別表第 2 に掲げる電気工作物及び業務上の都合等で受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等については、県は点検、測定及び試験の全部又は一部を、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行う。これに関し、県の求めに応じ受託者が助言を行うこと。
- 3 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれのある場合に、県又は四国電力株式会社等の通知に基づいて、受託者は電話により、又は保安業務従事者を派遣して応急措置の指導を行うこと。
この場合、県は受託者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に連絡するものとする。また、台風、集中豪雨等の地域的な災害時には、組織的に事故対応を行うこと。
- 4 電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査の立会いについては、その都度、県の通知に基づいて、受託者はただちに保安業務従事者等を派遣して行うものとする。

- 5 電気工作物の工事中の点検は、県の通知を受けて、電気工作物の設置又は変更工事が工事の計画及び経済産業省令で定める技術基準に基づき適正に行われるよう、毎週1回行うものとする。
- 6 業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。また、高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入し、その保険証の写しを提出すること。
- 7 定期点検報告書の作成、提出
月次点検、年次点検の報告書を作成し、委託事業場の連絡責任者に確認を受けた後、全事業場の報告書の写しをまとめて管理している土木事務所に提出する。
- 8 経済産業局への申請、届出
受託者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規程届出書を作成し、四国経済産業局長に提出するものとする。この申請が申請後1箇月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合は、県はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請、届出に係る費用は、保安管理業務委託料に含むものとする。受託者が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。
- 9 損害賠償
受託者はこの契約にあたり、故意又は過失によって県や第三者に与えるおそれがある損害（委託事業場の従業員や第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対する損害賠償保険に加入し、その写しを提出すること。
- 10 再委託の禁止
受託者は、契約した業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

別表 第 1

点検、測定及び試験の基準

設 備	点 検 項 目	点 検 の 種 別			工事期間中の点検 臨時点検	
		定 期 点 検				
		月次点検	年次点検			
		停 電	無 停 電			
受	区分開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		継電器の動作試験		○	※2○	
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○	
		開閉器と継電器の連動試験		※3○	※3○	
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
断路器	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
電	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により		
		〃 耐圧試験		必要の都度		
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○	
		遮断器、開閉器と 継電器 の連動試験		※3○	※3○	
設	変圧器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		漏えい電流測定	○			
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により		
		〃 耐圧試験		必要の都度		
コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
計器用変成器、 零相変流器	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
避雷器	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
母線等	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
受・ 配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	
		電圧、電流測定	○			
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		計器校正試験		必要の都度		
絶縁監視装置	外観点検	○	○	○		
	許容誤差試験(伝送試験を含む)		○	○		
接地 工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		※4○	※4○	
構 造 物	受変電室建屋、キュービクル 式受変電設備の金属製外箱等 (発電設備含む)	外観点検	○	○	○	

設 備	設 備	点 検 項 目	点 検 の 種 別			工事期間中の点検 臨時点検
			定 期 点 検			
			月次点検	年次点検		
		停 電	無 停 電			
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		※5○		
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
	開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
遮断器	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		※5○			
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験	○	○	○	
	発電機	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数（回転数）の測定	○	○	○	
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により		
〃 耐圧試験			必要の都度			
継電器の動作特性試験			※3,6○			
蓄電池設備	蓄電池 (原動機始動用を含み、開放した場所にあるものに限る。)	外観点検	○	○	○	
		電圧測定		○	○	
		比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
絶縁抵抗測定			※5○			
発電設備	原動機、風車及び付属装置	外観点検	○	○		
		始動・停止試験		○		
	始動装置（蓄電池、充電装置等）	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		電圧測定		○		
		比重測定		○		
	太陽電池、発電機、燃料電池	太陽電池、発電機、燃料電池	外観点検	○	○	
			発電電圧、周波数（回転数）の測定	○		
			絶縁抵抗測定		※7○	
		遮断器、開閉器、変圧器等	外観点検	○	○	
絶縁抵抗測定				○		
漏えい電流測定			○			
内部点検			1回/6年			
直交変換装置、配電盤、制御装置等	直交変換装置、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		※7○		
	電圧、電流測定	○				
	継電器の動作特性試験		※3,6,8○			
	計器校正試験		必要の都度			

- 注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。
2. 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。
外観点検とは、設備が運転中の状態において、目視（必要に応じ携帯計器の使用を含む。）により次の点検項目を行います。
 - a. 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - b. 電線と他物との離隔距離の適否
 - c. 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - d. 接地線等の保安装置の取付け状態
 3. 年次点検は、主として停電により設備を停止状態にして年1回点検を行うものとします。ただし、信頼性が高く、かつ、各点検項目と同等と認められる点検が1年に1回以上行われる機器については、3年に2回以内の範囲において停電をしない状態で年次点検（無停電年次点検）を行います。（令和6年度、令和7年度は運転を停止して点検を実施）
 4. 工事期間中の点検は、外観点検を行います。臨時点検は、必要に応じ外観点検及び年次点検に準じて行います。
 5. 絶縁油の酸価測定及び耐圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、全部又は一部を省略することがあります。
 6. 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、漏えい電流測定に替えることがあります。
 7. ※を付した項目は、次のとおりとします。
 - ※1 部分放電測定及び温度測定に替えることがあります。
 - ※2 継電器の単体試験（押し釦テスト）及び制御回路試験とします。
 - ※3 3年に2回以内の範囲で、過去の試験・測定結果、経年的評価及び月次点検時の点検結果等により正常であることを確認し試験に替えることがあります。
 - ※4 過去の実績により、その全部又は一部を省略することがあります。
 - ※5 絶縁監視装置の動作状況、過去の測定実績等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は、測定周期を延長することがあります。
 - ※6 発電機筐体に組み込まれた継電器の動作特性試験は、その全部又は一部を省略することがあります。
 - ※7 開閉器の施設状況又は製造者との協議により、その全部又は一部を省略することがあります。
 - ※8 発電設備に設置する系統連系保護装置については、単独運転検出機能の動作確認に替えることがあります。
 8. 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルにおいて「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当しているかの確認を年次点検時に行います。ただし、これまでに記録等で確認している機器については、その内容をもって確認したものとします。

別表 第2

点検、測定及び試験の全部又は一部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検、測定及び試験
消防用設備、昇降用設備等のように取扱いに法令で定める資格を要するもの及びオートメーション化された工作機械等のように電子機器を内蔵し、取扱いに特別の技術を要するもの	電源から各機器主開閉器までの電路の定期点検（点検、測定及び試験の基準）で実施可能なもの以外の点検、測定及び試験
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時電路に接続して使用されるもの又は点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検、測定及び試験
密閉防爆機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗測定以外の点検、測定及び試験
広告塔、照明塔等の高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの	点検現場において容易にできるもの以外の点検、測定及び試験
非常用予備発電装置の原動機及び非常用予備電源の蓄電池並びにそれらの付属装置 発電所の原動機及び熱交換器等	定期点検（点検、測定及び試験の基準）で実施可能なもの以外の測定、試験並びに分解整備及び排ガス測定等、機械設備に属するもの